

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月28日

【事業年度】 第78期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 ダイダン株式会社

【英訳名】 DAI-DAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 壽一

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀1丁目9番25号

【電話番号】 大阪(06)6441局8231番(代表)

【事務連絡者氏名】 業務本部経理部長 北野 晶平

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区江戸堀1丁目9番25号

【電話番号】 大阪(06)6441局8231番(代表)

【事務連絡者氏名】 業務本部経理部長 北野 晶平

【縦覧に供する場所】
ダイダン株式会社 東京本社
(東京都千代田区富士見2丁目15番10号)
ダイダン株式会社 名古屋支社
(名古屋市東区東桜1丁目1番10号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出しました第78期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスに関する状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスに関する状況】

(訂正前)

<略>

(2)内部統制システムの整備の状況、内部検査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、取締役が法令及び定款に基づき職務の執行を行うとともに、業務が適正に遂行されることを確保するために、社内規程の整備をはじめとした内部統制システムの構築を行うことを取締役会で決議しております。また、効率的で適正な体制とするために適時見直しを行うことによりその改善を図ることにしております。

取締役及び使用人の職務並びに業務分掌を社内規程によって明確にし、適切に業務を行う体制を整備し、重要な経営情報が速やかに取締役会に付議、報告される体制をとっております。また、取締役の職務の執行に係る記録の取扱いは、社内規程に従い適切に保存及び管理しています。

内部検査につきましては、社長直轄の内部検査室が、内部検査室長と室長が選任した検査担当者により、当社及びグループ会社の業務検査及び会計検査を実施し、会社の財産及び業務の遂行状況を適正に把握し、必要に応じて問題点の抽出と改善に関する提案を行い、その結果は社長及び取締役会に報告しております。

監査役は、会計監査人及び内部検査部門等と連携し効率的な監査を行うとともに、代表取締役と定期的に会合し、監査上の重要問題について情報交換を行っております。また、取締役会への出席のほか、経営審議会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めております。

会計監査は、会計監査人として選任している「あずさ監査法人」から、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく適正な監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する飯田輝夫、宮原正弘です。いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

<略>

(7) (8) (9) 記載なし

(訂正後)

<略>

(2) 内部統制システムの整備の状況、内部検査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、取締役が法令及び定款に基づき職務の執行を行うとともに、業務が適正に遂行されることを確保するために、社内規程の整備をはじめとした内部統制システムの構築を行うことを取締役会で決議しております。また、効率的で適正な体制とするために適時見直しを行うことによりその改善を図ることとしております。

取締役及び使用人の職務並びに業務分掌を社内規程によって明確にし、適切に業務を行う体制を整備し、重要な経営情報が速やかに取締役会に付議、報告される体制をとっております。また、取締役の職務の執行に係る記録の取扱いは、社内規程に従い適切に保存及び管理しています。

なお、平成18年10月1日付けで企業倫理規程の全面的な改正を行い、当社役員及び従業員の行動基準を定め、職務の執行において法令や社会規範を遵守しなければならないことを明記しました。

また、内部通報・相談窓口を開設し、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、役員及び従業員に対する法令等遵守の意識の普及や啓発を行うとともに、法令等違反行為についての通報に対し調査を行い、中止勧告、原因究明、是正策・再発防止策の検討を行います。

内部検査につきましては、社長直轄の内部検査室が、内部検査室長と室長が選任した検査担当者により、当社及びグループ会社の業務検査及び会計検査を実施し、会社の財産及び業務の遂行状況を適正に把握し、必要に応じて問題点の抽出と改善に関する提案を行い、その結果は社長及び取締役会に報告しております。

監査役は、会計監査人及び内部検査部門等と連携し効率的な監査を行うとともに、代表取締役と定期的に会合し、監査上の重要問題について情報交換を行っております。また、取締役会への出席のほか、経営審議会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めております。

会計監査は、会計監査人として選任している「あずさ監査法人」から、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく適正な監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する飯田輝夫、宮原正弘です。いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

<略>

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。